

○ 嘆 願 書

第一条 臨時工を臨時本雇にせよと

但し今後入社する者は試用期間 1 週間を経た

場合は本雇にすること

第二条 嘆願金は六月十日以前の用リに復活せよと

第三条 嘆願金等級制度を廃止せよと

第四条 従来臨時手當を本給に繰入らるべし

但し従来臨時工より本雇に繰入らるる者及現在

の臨時工は本雇同様五拾銭として繰入ること

第五条 年二回昇給せよと、但し 5 銭以上のこと、